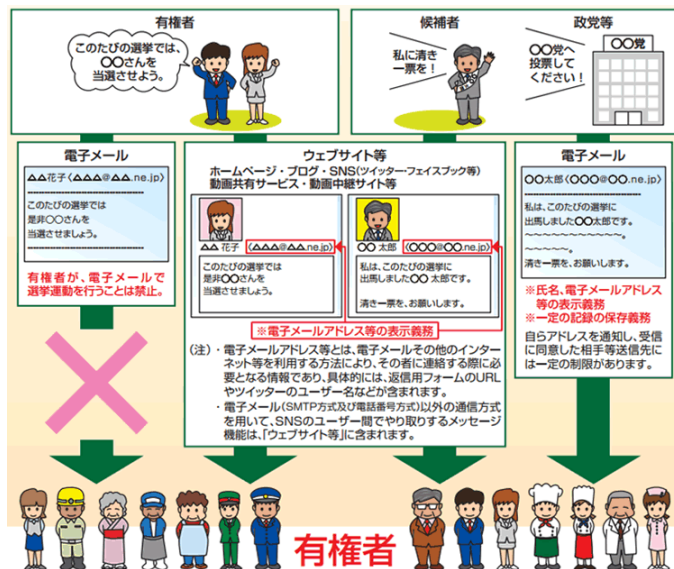


「いよいよ参議院選挙戦突入です！」

日本臨床工学技士連盟 理事長 肥田泰幸

●最初に申し上げておきますが、ここで支援する候補者の名前は書きません。とにかく選挙に行ってください。そして、もし支援する候補者の心当たりがない場合は、誰に投票すべきかご自分で調べてください。

●例えばSNSはオッケーでメールはアウト。ただ候補者はオッケーだったり、公示日前後で「この人に投票してください！」という文言が正否逆転したり、選挙運動用ハガキは枚数や配布に厳しい制限があったりと、不慣れな方にはなかなか把握することは困難です。



しかも、連座制という制度があり、候補者や立候補を予定している人と一定の関係にある人が、選挙違反を行った場合には、たとえ候補者がかわっていても、候補者の当選が無効となったり、しばらく立候補できなくなってしまう。熱意が仇になるような残念な結果にならないよう注意が必要です。端的に言うと深入りしない方が安全ということになります。

●ただ、候補者を特定しなければ安全です。昨年臨床工学技士の資質向上を求める議員連盟が設立され、我々の業務に理解を示して下さる議員さんも沢山いらっしゃいます。何もしないのは勿体ないし、申し訳が立ちません。しかも、医師の働き改革に伴うタスクシフトの議論が大詰めを迎える中、臨床工学技士の未来を左右する分岐点にさしかかっている

時期です。法整備の中核である国会議員を支援しないという選択肢はあり得ないでしょう。

●そこで、冒頭の宣言に戻ります。とにかく投票所に足を運ぶ行動を促して下さい。「選挙に行こう！」までに留めれば、選挙違反に抵触するような心配はありません。投票率の低下にも示されているように、多くの方が選挙自体に関心を持っていません。ぜひ、一人でも多くの方が投票に行かれるよう促していただくよう重ねてお願い致します。

●さて、期日前投票の認識は広まっていますが、公示日から投票が可能なことをご存知でしょうか？仕事や出張、冠婚葬祭や旅行など一定の事由で投票日に投票できない人は所定の期日前投票所で、期日前投票することができます。



また、実は投票用のはがきは必携ではありません。身一つでふらりと投票所に行って、受付で投票整理券を持っていないことを伝えれば、期日前投票のための用紙を渡してもらえます。場合によっては本人確認をすることもあるらしいので、免許証や保険証などを持っていると二重丸です。

●思い立ったら選挙にGO！今回の国政選挙は臨床工学技士の未来に関わる重要な分岐点となりそうです。皆様ひとりひとりの価値ある一票を無駄にしないで下さいね。18歳から選挙権がある時代、若者こそ、選挙に行って自分の意思を伝えましょう♪**政治の敵は無関心。今日からは毎日が投票日～足を運べば何かが変わる！！**もちろん、このコラムは拡散無制限です。これで、炎上することもないでしょう(笑)